

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書

この仕様書は、今治市が発注する工事において、熱中症対策を徹底し、建設現場の労働環境を改善することを目的としたものです。

### (対象工事)

第1条 本工事は、愛媛県熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づき、今治市が発注する工事のうち、主たる工種が屋外作業（外気温と同等の環境にある屋内作業を含む）であり、今治市が現場条件等により適切と判断するものを対象とする。工事期間中の日最高気温が30度以上を超える真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

### (施工箇所が点在型の場合)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づき、点在する箇所毎に工事期間中の日最高気温が30度以上を超える真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

### (夜間工事の場合)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づき、工事期間中の作業時間帯の最高気温が30度以上を超える真夏日を対象に間接費の補正を行う試行工事である。

### (実施協議)

第2条 熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行い、施工計画書等に記載するものとする。なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることを標準とする。

### (その他)

第3条 この特記仕様書および試行要領に定めのない事項については、発注者と請負者の協議により定めるものとし、愛媛県熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領及び本仕様書において、本仕様書を優先する。また、愛媛県熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領は、本工事の入札公告又は指名通知時点で施行されている要領を適用する。